

令和 5 年度大蔵村水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付要綱をここに交付する。

令和 5 年 4 月 1 日

大蔵村長 加 藤 正 美

#### 大蔵村要綱第 4 号

#### 令和 5 年度大蔵村水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付要綱

##### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、大蔵村簡易水道事業の給水区域内において、水道の水圧不足を解消するために水道給水用加圧ポンプ等を設置し、又は更新をしようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大蔵村補助金等の適正化に関する規則（平成 8 年規則第 5 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

##### (定義)

第 2 条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道給水用加圧ポンプ等 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)の規定に基づく給水装置の構造及び材質の基準に適合し、かつ、安定した給水ができるもの及び付随する受水槽のことをいう。
- (2) 共同所有 水道給水用加圧ポンプ等を共同で所有し、又は所有しようとすることをいう。

##### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 大蔵村から水道水の給水を受けている者で、水道給水用加圧ポンプ等の所有者又は所有をしようとする者(共同所有の場合にあつては、共同所有をする者の代表者)。ただし、共同所有の場合にあつては、共同所有をする者全員の同意があること。
- (2) 水道給水用加圧ポンプ等の所有者又は所有しようとする者が村税及び水道使用料その他の使用料を滞納していないこと。
- (4) 水道給水用加圧ポンプ等の所有者又は所有をしようとする者が、国、地方公共団体等の官公署、公共的団体又は法人でないこと。
- (4) 開発行為又は営利を目的とする水道給水用加圧ポンプの設置又は更新でないこと。

##### (補助金の額)

第 4 条 補助金は、水道給水用加圧ポンプ等の設置又は更新に係る経費の 2 分の 1 に相当する額以内の額(1,000 円未満切捨て)とし、一つの水道給水用加圧ポンプにつき 10 万円を上限とする。

2 共同所有の場合にあつては、共同で所有する者の数に 10 万円を乗じて得た数を補助金の上限額とし、前項の上限額の規定は適用しない。

##### (補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大蔵村水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類(様式第2号ほか)を添えて、村長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 村長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、補助金の交付を決定するとともに、本補助金交付決定について、大蔵村水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、補助金の申請内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、大蔵村水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金変更等承認申請書(様式第4号)を提出し、村長の承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、大蔵村水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金変更承認(不承認)書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

3 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、その旨を速やかに村長に報告し、指示を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助金に係る事業が完了したときは、事業完了後1か月以内に大蔵村水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金実績報告書(様式第6号)に必要書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査するとともに現地調査により補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、大蔵村水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付額確定通知書(様式第7号)により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 申請者は、補助金の交付額の確定後、大蔵村水道給水用加圧ポンプ等設置費補助金交付請求書(様式第8号)により補助金の請求を行うものとする。

(補助金の交付)

第11条 村長は、申請者から分担金の納付を確認し、前条の請求書を受理したときは、補助金を交付する。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第12条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りやその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他村長が補助金の交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消された交付対象者が、既に補助金の交付を受けているときは、村長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。  
(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。